香建国保に加入されている皆さまへ

「保険証の廃止」についてのお知らせ

12月2日から新たな保険証の発行ができなくなります

国が決めた「保険証の廃止」により、12月2日から新たな保険証が発行できなくなりますが、交付済みの保険証がただちに使えなくなるものではありません。

現在お持ちの保険証は、券面に記載の有効期限(令和7年3月31日)まで使用できるので、大切に保管してください。

なお、保険証の有効期限終了後は、以下の取扱いとなります。

【マイナンバーカードの保険証利用登録済みの方(マイナ保険証をお持ちの方)】

マイナ保険証で医療機関を受診します。

ただし、香建国保から①「資格情報のお知らせ」というA4サイズの文書を交付するので、マイナ保険証が使えない医療機関では この文書(右下に携帯用の切取部分あり)を提示する必要があります。

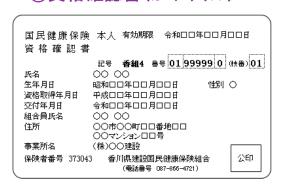
【マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方】

香建国保から②「資格確認書」(保険証と同じカードサイズ、同じ記載内容)を交付するので、これで医療機関を受診します(保険証と同じように使えます)。

①資格情報のお知らせ(A4 サイズ)



②資格確認書(カート・サイス・)



裏面もお読みください

令和7年度分の保険証の更新について

香建国保が皆さまのマイナンバーカードの保険証利用登録の状況について国からデータを取得し、マイナンバーカードの保険証利用登録済みの方には①「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)を、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方には②「資格確認書」(カードサイズ)をそれぞれ交付します。

令和7年1月にマイナ保険証登録状況をお知らせを送付します

マイナンバーカードの保険証利用登録は、ご自身で行われているものですが、既にお忘れになっている方も多いことから、令和7年1月に直近の登録状況をお知らせするお手紙を送付する予定です。

マイナ保険証の登録解除について

マイナンバーカードの保険証利用登録は、香建国保に申請することで解除することができます。所属する支部で解除の申請をしていただくと、香建国保が国のシステムにマイナンバーカードの保険証利用登録の解除処理を行い、②資格確認書(カードサイズ)を交付します。申請書は、支部にあります。